

(続紙 1)

京都大学	博士 (法学)	氏名	林 耕平
論文題目	契約責任法における責任内容確定の構造と方法—損害概念論の視角からの分析—		
(論文内容の要旨)			
<p>本論文は、「責任内容論」——債務者は、成立が認められた損害賠償責任につき、どのような内容の責任を負うべきかという問題——と「損害分類論」——ある損害の賠償が填補賠償・遅延賠償・それ以外の損害賠償のいずれに分類されるのかという問題——という契約責任法における2つの問題について、「損害概念論」——金銭的評価の対象となる不利益をどのように把握すべきかという問題——という共通の分析視角からの検討を行うものである。</p> <p>第1章では、問題の所在と検討の方法を示している。</p> <p>まず、責任内容論については、賠償されるべき損害の範囲の確定を前提として、その損害の金銭的評価をどのように行うかが問題となるが、それを明らかにするためには、評価の対象となる「損害」は何かという前提問題に取り組む必要があるとする。</p> <p>また、損害分類論においても、具体的な事案で損害の分類を行う前提として、そもそも何を「損害」として捉えるべきかという問題に取り組む必要があるとする。</p> <p>以上の問題を検討するための素材は、ドイツ法に求められる。これは、ドイツではこれらをめぐる議論が豊富であること、及びそれらの議論が損害概念を析出する格好の素材であることによる。</p> <p>第2章では、責任内容論と損害分類論をめぐるドイツの議論を紹介・分析している。</p> <p>(1) まず、責任内容論をめぐる議論において前提とされている損害概念を析出することを試みている。</p> <p>その第1の素材は、一般債務不履行の場面における「抽象的損害計算」——市場価格による算定——の基礎づけをめぐる議論である。そこでは、抽象的損害計算は転売利益の賠償として(のみ)認められるものであるという見解と、それを批判する見解がみられる。批判論者においては、給付目的物(ないしその客観的価値)を取得しなかったこと自体(「本体喪失損害」と、債権者が給付目的物を利用することにより取得したであろう利益(の喪失)(「利用利益喪失損害」という2種類の損害概念が観念され、抽象的損害計算は、本体喪失損害の賠償として(も)認められるものとなる。</p> <p>第2の素材は、瑕疵担保の場面における仮定的瑕疵除去費用の賠償の可否をめぐる議論である。まず、「価値利益」——給付を取得することにより財産の価値の増加として得られる利益——の実現を目的とする賠償方法(「純粹金銭賠償」)のみを観念し、瑕疵除去費用の賠償をそこに位置づける見解がある。これによると、仮定的瑕疵除去費用</p>			

の賠償は否定される。これに対して、純粹金銭賠償だけでなく、「履行状態実現費用の賠償」も観念する見解がある。これは、「現実給付取得利益」——現実の給付を取得することにより現実に得られる利益——の実現を目的とするものである。ここでは、債権者が履行状態実現措置——例えば、填補購入や瑕疵除去——を行うのに必要な費用を債務者が支払うという形で賠償が行われる。瑕疵除去費用の賠償は、この履行状態実現費用の賠償に位置づけられる。

以上の2つの議論を接合することにより、①不履行自体、②給付の客観的価値の喪失、③給付の主観的価値の喪失という3種類の損害概念が析出される。①と②は本体喪失損害、③は利用利益喪失損害である。また、①は現実給付取得利益の喪失、②と③は価値利益の喪失である。

(2) 続いて、以上の3種類の損害概念を踏まえて、まず、責任内容の確定方法に関する諸規範をめぐる議論を紹介・分析している。例えば、不履行自体が損害となる場合（履行状態実現費用の賠償が行われる場合）について、不均衡な瑕疵除去費用の賠償を否定するという判例・通説の考え方を紹介・分析している。

次に、損害分類論をめぐる議論を紹介・分析している。例えば、売主の不履行に直面した買主が履行請求権消滅前に填補購入を行った場合に、填補購入費用の賠償は遅延賠償と填補賠償のいずれに分類されるのかという「早すぎた填補購入」の問題が取り上げられている。学説は、遅延賠償構成と填補賠償構成に分かれるが、両者の立場の分かれ目は、損害の捉え方——填補購入費用か不履行自体か——にあることが示されている。

第3章では、ドイツ法の検討を通じて得た示唆をもとに、日本法を検討している。

まず、日本法においても、上記の3種類の損害概念を観念することが可能であり、かつ必要であることを明らかにしている。そのうえで、このような損害概念の理解を踏まえて、日本法に妥当すべき責任内容論・損害分類論の理論枠組みを提示している。

次に、以上で示した理論枠組みに照らして、先行学説・判例を分析し、本論文の立場との共通点及び相違点を明らかにしている。

第4章では、本論文を総括したうえで、残された課題として、処分自由論の採否、契約責任法における責任内容論と不法行為法における責任内容論の関係などの問題を指摘している。

(論文審査の結果の要旨)

契約債務の不履行による損害賠償責任については、どのような場合に責任の成立を認めるべきかということ(責任成立論)とともに、債務者がどのような内容の責任を負うべきかということ(責任内容論)が重要な問題となる。しかし、これまで、後者の責任内容論については、どこまでの損害が賠償されるべきかという問題(賠償範囲論)に議論の重点が置かれ、賠償されるべき損害をどのように金銭に評価すべきかという問題(金銭的評価論)は、十分に検討がされてきたとはいえない。また、債権者が求める損害賠償が填補賠償か遅延賠償かそれ以外の損害賠償かによって、賠償が認められるために付加される要件に違いが生じるにもかかわらず、ある損害がそれらのいずれに分類されるかという問題(損害分類論)について明確な基準が確立しているとはいえない。本論文は、ドイツ法の議論を素材として、賠償の対象となる損害をどのように把握すべきかという共通の分析視角(損害概念論)から、この2つの問題を検討し、契約責任の内容確定の構造と方法を明らかにすることを試みている。

本論文は、ドイツ法の議論の綿密な分析を通じて、損害には、①債務不履行自体(給付がされないこと)、②給付の客観的価値(債権者の利用にかかわらず給付が有する価値)が得られないこと、③給付の主観的価値(債権者が給付を利用することによって生じる価値)が得られないことという3つの種類のものがあることを明らかにした上で、①については履行状態を実現するための費用の賠償、②については金銭による価値利益の賠償、③については給付の利用により債権者が取得したであろう利益(又はその価値)の賠償が問題となるとし、それぞれについてその内容を確定するための基準と考慮要因が異なることを指摘している。さらに、本論文は、こうした理論枠組みに即して、日独両国における議論にみられる不整合や混乱の原因を明らかにするとともに、立場が分かれるポイントを示し、真に検討すべき課題を提示している。

このように、本論文は、損害概念の明晰な分析を通じて契約責任に関する責任内容確定の構造と方法を明らかにするものであり、責任の根拠論との接続が今後の課題とされているものの、この問題に関する議論の水準を大きく引き上げるものとして高く評価すべきである。

以上の理由により、本論文は博士(法学)の学位を授与するに相応しいものであり、かつ、学界の発展に資するところが大きく、特に優れた研究であると認められる。

また、令和3年1月29日に調査委員3名が論文内容とそれに関連した試問を行った結果合格と認めた。

なお、本論文は、京都大学学位規程第14条第2項に該当するものと判断し、公表に際しては、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める。

要旨公表可能日： _____ 年 _____ 月 _____ 日以降